

春日部市大夙文化交流センター「ハルカイト」自動販売機運営事業
プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、春日部市大夙文化交流センター「ハルカイト」（以下「本施設」という。）において、来所者の利便性の向上を図るために設置する自動販売機について、質の高いサービスの提供が可能な自動販売機運営事業候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

（１）事業名

春日部市大夙文化交流センター「ハルカイト」自動販売機運営事業（以下「本事業」という。）

（２）内容

春日部市大夙文化交流センター「ハルカイト」自動販売機運営事業仕様書（別添）のとおり。

3. スケジュール

下表のとおり実施する予定である。

提出書類や提出方法等については、各項目を参照すること。

実施事項	日程
募集要領等の公表	令和７年２月２６日（水）
参加申請書及び質問書の提出期限	令和７年３月１２日（水）
参加申請書審査結果通知及び質問回答	令和７年３月１９日（水）
現地確認申出期限	令和７年３月２６日（水）
提案書の提出期限	令和７年３月２８日（金）
提案書審査結果通知	令和７年４月中

4. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たす法人であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）春日部市契約規則（平成１７年規則第１２６号）第１５条の規定により入札の

参加資格の排除を受けていない者であること。

- (3) 告示日以後に、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成28年要綱第7号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 告示日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年要綱第43号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (7) 過去5年間で地方公共団体の公共施設において飲料自動販売機の運営実績を有していること。

5. 参加申請書

本事業への参加を希望する者は、参加申請書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年3月12日（水）17時まで（必着）
- (2) 提出方法

下記13あてに、直接持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出すること。
なお、電子メールで提出した場合は、電話により受信確認を行うこと。

- (3) 提出書類

書類	様式	備考
①参加申請書	様式1	
②実績を証する書類	—	上記4.（7）に係る運営実績が分かる書類。（例：契約書・仕様書の写し）
※令和5・6年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、あわせて下記③～⑦を提出すること。（④、⑦は該当する場合に限る。）		
③財務諸表の写し	—	申請時点で確定している直近2か年分。
④本事業に係る営業許可書、登録証明書、代理店証明書等の写し	—	該当がある場合のみ提出。 申請日現在有効なもの。
⑤履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し	—	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。

⑥納税証明書の写し	—	申請日前３ヶ月以内に発行されたもの。 「法人税」「消費税及び地方消費税」に係る未納の税額がないことが分かるもの。
⑦春日部市税の納税証明書の写し	—	該当がある場合のみ提出。 申請日前３ヶ月以内に発行されたもの。

(4) 審査結果

参加申請書の審査結果は、令和７年３月１９日（水）１７時までに、様式１に記載された担当者のメールアドレスあてに送信する。

6. 質問書

本事業に関して質問等がある場合は、質問書を提出すること。

なお、上記５により参加申請書を提出した者（以下「参加申請者」という。）以外が提出した質問書には回答しない。

(1) 提出期限 上記５．(1) と同じ。

(2) 提出方法 上記５．(2) と同じ。

(3) 提出書類 質問書（様式２）

(4) 質問回答

回答は、参加申請者のうち参加資格を有すると認められた者（以下「参加資格者」という。）に対して、上記５．(4) と同じ方法で行う。

7. 現地確認

現地確認を希望する者は、以下のとおり対応すること。

(1) 申出期間 令和７年３月２６日（水）正午まで

(2) 申出方法

下記１３あてに、電話又は電子メールにより、希望日時を申し出ること。

(3) 現地確認可能日時

令和７年３月２６日（水）までの日うち、９時から１７時までの間とする。

ただし、休所日（火曜日（祝日の場合は翌平日））を除く。

(4) 備考

ア 現地確認は１事業者１回までとし、所要時間は最長１時間とする。

イ 現地確認時、本事業に係る質問等には回答しない。ただし、手続き方法など公表資料に記載されている内容についてはこの限りでない。

8. 提案書

本事業に参加する者は、提案書を提出すること。

なお、参加資格者以外が提出した提案書は無効とする。

(1) 提出期限 令和7年3月28日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

下記13あてに、直接持参、郵送、電子メールのいずれかにより電子データで提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、電話により受信確認を行うこと。

(3) 提出書類

提案書(様式3)、各提案(様式3-1～3-9)

書類	様式	留意事項
提案書	様式3	
①売上手数料	様式3-1	1ヶ月間の売り上げに応じた本市への販売手数料率(小数第一位までの値)を記載すること。
②設置台数	様式3-2	設置台数を記載すること。
③導入実績	様式3-3	市内の公共施設への導入実績を記載すること。
④設置機器	様式3-4	販売品目、機器デザイン等について、イラスト等を用いて具体的に記載すること。
⑤利用者満足	様式3-5	障がい者等への配慮、支払方法、苦情対応等について、具体的に記載すること。
⑥危機管理	様式3-6	災害等の緊急時対応について、具体的に記載すること。
⑦脱炭素	様式3-7	脱炭素に資する提案について、具体的に記載すること。
⑧地域振興	様式3-8	市内貢献活動、市内事業者の活用等について、具体的に記載すること。
⑨アピール ポイント	様式3-9	特にアピールしたい事項や、上記以外の提案があれば具体的に記載すること。

(4) 注意事項

- ア 各提案（様式３－１～３－９）は、Ａ４サイズ１枚を上限とする。
- イ 提出された書類の差替え、変更及び再提出は認めない。
- ウ 提出された書類の内容について電話等で問合せをする場合があり、内容の明確化のために必要最小限の範囲で、書類の追加提出を求めることがある。
- エ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

９．候補者選定方法

本事業に係るプロポーザル審査委員会にて、本要領に基づき提出された提案書の審査を行い、候補者を選定する。

審査は、書類審査により行うものとし、プレゼンテーション等は実施しない。

提案者が１者であっても審査を行う。

(1) 審査基準

項目	配点	審査の視点（目安）
①売上手数料	２０	・他の提案者と比較して、本市にとって有利か。
②設置台数	１０	・設置台数の多寡。
③導入実績	１０	・市内の公共施設への導入実績が豊富か。
④設置機器	１０	・利用者ニーズ、季節の変化等に配慮した販売品目か。 ・市の施策等をＰＲできる機器デザインか。
⑤利用者満足	１０	・障がい者や高齢者等誰もが利用しやすいよう配慮されているか。 ・支払方法は、誰もが利用しやすいものか。 ・要望や苦情に対して、誠実に対応できる体制が整っているか。
⑥危機管理	１０	・災害等の緊急時に対応するための有益な提案がされているか。
⑦脱炭素	１０	・脱炭素に貢献できる提案がされているか。
⑧地域振興	１０	・市内事業者を活用する提案がされているか。 ・その他、地域振興につながる提案がされているか。

⑨アピール ポイント	10	・上記のほか、SDGs達成に資する提案がされているか。 ・独自性があり、特に優れた提案がされているか。
---------------	----	--

(2) 提案の無効

次に掲げる者がした提案は、無効とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない者
- イ 提出書類に虚偽の記載があった者
- ウ 公平性・公正性を害する行為をした者

(3) その他

- ア 採点方法等の詳細は、公表しない。
- イ 審査は非公開とし、選定内容に対する異議申立ては一切受け付けない。

10. 選定結果

選定結果は、令和7年4月中に、様式1に記載された担当者メールアドレスあてに送信する。

11. 協定書

選定された候補者と本事業について協議を行い、協定書の締結及びその他必要な手続きを進める。

なお、協定書締結後、当市公式ホームページにおいて事業期間、事業者名等を公表する。

12. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、本プロポーザルの参加に要する費用等は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本事業以外で使用しない。
- (6) 提案内容は、提案者の同意がある場合を除き公表しない。

1 3. 問合せ

- (1) 所属 春日部市 環境経済部 観光振興課
大風文化交流センター「ハルカイト」 葉山・岩崎
- (2) 所在地 〒344-0102 春日部市西宝珠花593番地
- (3) 電話 048-748-1833
- (4) メール kanko@city.kasukabe.lg.jp
- (5) 備考 火曜日（祝日の場合は翌平日）は、休所日のため対応不可